「補聴器」条件の方が

補聴器を使用しないで運転したい場合

の条件変更手続きについて

(大型自動二輪・普通自動二輪・小型特殊・原付免許は対象外)

現在「補聴器」条件が付いた免許をお持ちの方

臨時適性検査と安全教育の実施

運転免許試験場又は東三河運転免許センターへ 臨時適性検査の予約をして下さい。 予約先は(注1)を参照



運転免許試験場又は東三河運転免許センターで臨時適性検査と安全教育を実施

- ◎ 運転技能の確認特定後写鏡等の適切な活用について実車による確認
- ◎ 技能及び知識の指導危険を認知できない道路交通状況等について実車による指導と安全教育を行います。



免許の条件が変更された後について

免許証の条件は「補聴器」から「補聴器(使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る(旅客車を除く)) | 等に変更となります。

- ◎ 補聴器を使用しないで運転する場合の条件
 - ①特定後写鏡等の使用 ②聴覚障害者標識の表示
 - ③免許種別(準中型一種又は普通一種)に応じて運転可能
- ◎ 補聴器を使用して運転する場合
 - ①特定後写鏡等及び聴覚障害者標識は必要ありません。
 - ②免許種別は限定されません。
 - (注1) 運転免許試験場 安全運転相談室 電話 052-801-3211

E-mail sikenjy@police.pref.aichi.lg.jp

東三河運転免許センター 電話 0533-85-7181

E-mail tousan@police.pref.aichi.lg.jp